

令和8年度渋川市にぎわい創出イベント補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	地域のにぎわいを創出し、地域の活力を高めることを目的として、各種イベントの実施に要する費用の一部を補助します。
内容	<p>補助対象事業</p> <p>計画時において多数の集客が見込まれるイベントであって、参加者を限定しない地域の活性化に資するもの又は地域の特色である食材をテーマとしたものです。ただし、次に掲げるものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの (2) 営利を目的とするもの (3) その他市長が不相当と認めたもの
補助対象者	<p>補助対象事業を実施する団体で、次に掲げる条件を全て満たす者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。 (2) 構成員が3人以上であること。 (3) 構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。 (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 <p>【注】団体とは、生産者団体、NPO法人のほか、法人格の有無を問わず生産者、商業者、市民等で構成された団体、グループ等です。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業に要する経費です。ただし、次に掲げる経費を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交際費（慶弔費を含む。） (2) 関係者の飲食に要する経費 (3) 備品購入費 (4) 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費 (5) その他補助対象事業に要する経費として市長が不相当と認めた経費
交付金額	<p>補助対象経費から他の公共的団体等の補助金等を差し引いた額の2分の1の額とします。ただし、補助対象事業の実施場所が第2次渋川市中心市街地活性化プランにおける中心市街地内の場合、10分の10の額とします。</p> <p>1つの補助対象事業につき100千円を限度とします。</p>

		上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	本補助事業の補助限度額は、予算に定める額とします。限度額に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。 (3) 補助対象事業を中止したときは、補助金の全額を返還しなければなりません。
	交付申請の方法、 時期等	1 補助対象事業の開催日の30日前までに商工課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 2 渋川市にぎわい創出イベント補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 計画説明書(様式第2号) (2) 収支予算書(様式第3号) (3) 補助金を必要とする理由書 (4) その他市長が必要と認めた書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から7日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市にぎわい創出イベント補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知します。
	変更交付申請の方法、 時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市にぎわい創出イベント補助金変更交付申請書(様式第5号)に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市にぎわい創出イベント補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知します。
	概算払申請の方法、 支払時期等	概算払の交付を受けようとするときは、渋川市にぎわい創出イベント補助金概算払申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市にぎわい創出イベント補助金交付決定通知書の写し (2) 渋川市にぎわい創出イベント補助金交付請求書(様式第10号)

	<p>(3) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
実績報告の方法、時期等	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市にぎわい創出イベント補助金事業完了実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市にぎわい創出イベント補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 収支決算書</p> <p>(3) 事業実施によって得られた集客数、事業効果等の実績を示した報告書類</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた書類</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市にぎわい創出イベント補助金確定通知書(様式第9号)により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市にぎわい創出イベント補助金交付請求書(様式第10号)に、渋川市にぎわい創出イベント補助金確定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市にぎわい創出イベント補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>計画説明書(様式第2号)</p> <p>収支予算書(様式第3号)</p> <p>渋川市にぎわい創出イベント補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)</p> <p>渋川市にぎわい創出イベント補助金変更交付申請書(様式第5号)</p>

	号) 渋川市にぎわい創出イベント補助金変更承認（不承認）通知書 (様式第6号) 渋川市にぎわい創出イベント補助金概算払申請書(様式第7号) 渋川市にぎわい創出イベント補助金事業完了実績報告書(様式 第8号) 渋川市にぎわい創出イベント補助金確定通知書(様式第9号) 渋川市にぎわい創出イベント補助金交付請求書(様式第10号)
その他	1 補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え 付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間 保存しなければなりません。 2 補助対象者は、補助対象事業を行うにあたって、可能な限 り共生社会を推進するための取組を実施してください。
取扱担当課	渋川市役所商工観光部商工課(第二庁舎) 電話 0279-22-2596(直通) 0279-22-2111(内線4892) メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp